

【令和2年度 市県民税の計算方法(鳥取市)】

まず、計算の全体の流れを示すと、以下のようになります。



次に、総所得金額、所得控除額などの計算方法を説明します。

1 所得金額

「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、種類ごとの所得金額を求め、それらを合計したものが総所得金額になります(所得の種類は【資料1-1】参照)。

なお、市県民税は前年中の所得を基準として計算されますので、令和2年度分の市県民税は平成31年1月～令和元年12月までの所得金額が基礎となります。

(1) 給与所得

【資料1-2】の速算表によって計算します

給与収入 60万円の場合

650,999円以下なので、給与所得金額は0円となります。

給与収入 300万円の場合

$3,000,000円 \times 70\% - 180,000円 = 1,920,000円$ 給与所得金額は1,920,000円となります。

給与収入 700万円の場合

$7,000,000円 \times 90\% - 1,200,000円 = 5,100,000円$ 給与所得金額は5,100,000円となります。

(2) 公的年金にかかる雑所得

【資料1-3】の速算表によって計算します。

公的年金収入 120万円の場合

65歳未満の方 $1,200,000円 - 700,000円 = 500,000円$ (公的年金に係る雑所得金額)

65歳以上の方 $1,200,000円 - 1,200,000円 = 0円$ (公的年金に係る雑所得金額)

公的年金収入 300万円の場合

65歳未満の方 $3,000,000円 \times 75\% - 375,000円 = 1,875,000円$ (公的年金に係る雑所得金額)

65歳以上の方 $3,000,000円 - 1,200,000円 = 1,800,000円$ (公的年金に係る雑所得金額)

【資料1-1】所得の種類と所得金額の計算方法			
所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2＝退職所得の金額
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
9	一時所得	生命保険等の一時金や満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得に当てはまらない所得	次の①と②の合計額＝雑所得 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

【資料1-2】給与所得金額の速算表				
給与収入金額の合計額(円)	給与所得金額(円)	給与収入金額の合計額(円)	給与所得金額(円)	
～650,999	0	1,628,000～1,799,999	算出金額A: 給与収入金額の合計額を4で割って千円未満の端数を切り捨てた額	A × 4 × 60%
651,000～1,618,999	給与収入から65万円を控除した金額	1,800,000～3,599,999		A × 4 × 70%－180,000円
1,619,000～1,619,999	969,000	3,600,000～6,599,999		A × 4 × 80%－540,000円
1,620,000～1,621,999	970,000	6,600,000～9,999,999	収入金額 × 90%－1,200,000円	
1,622,000～1,623,999	972,000	10,000,000～	収入金額－2,200,000円	
1,624,000～1,627,999	974,000			

【資料1-3】公的年金等に係る雑所得金額の速算表		
年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方(昭和30年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	A－700,000円(マイナスの場合0円)
	1,300,000円～4,099,999円	A × 75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A × 85%－785,000円
	7,700,000円～	A × 95%－1,555,000円
65歳以上の方(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	A－1,200,000円(マイナスの場合0円)
	3,300,000～4,099,999円	A × 75%－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A × 85%－785,000円
	7,700,000円～	A × 95%－1,555,000円

2 所得控除額

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くものです。主な所得控除は以下のとおりです。

(1) 配偶者控除

控除の対象となる配偶者は、納税者の妻又は夫(事業専従者を除く。)で、その納税者と生計を一にし、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

控除対象配偶者があるとき・・・330,000円

控除対象配偶者が70歳以上である場合・・・380,000円

ただし、納税者に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は控除が適用されません。

配偶者の合計所得金額が38万円を超えるときは、所得額等に応じ配偶者特別控除を適用できる場合があります。

また、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を越える場合、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用はありませんが、同一生計配偶者が障害者控除に該当する者であれば、障害者控除の適用を受けることができます。同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者をいいます。

(2) 扶養控除

控除の対象となる扶養親族は、納税者の配偶者以外の親族等(事業専従者を除く)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいいます。扶養親族の年齢により、次の区分に分けられます。

特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の者)・・・450,000円

老人扶養親族(年齢70歳以上の者)・・・380,000円

同居老親等扶養親族(老人扶養親族のうち本人又は配偶者と同居の直系尊属)・・・450,000円

上記以外の扶養親族(16歳未満の扶養除く)・・・330,000円

16歳未満の扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、その者が障害者控除に該当する者であれば、障害者控除の適用を受けることができます。また、市県民税の非課税限度額の算定にも必要となりますので申告が必要となります。

(3) 障害者控除

①障害者(本人又は控除対象配偶者及び扶養親族)・・・260,000円

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方

精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方

65歳以上の方で障害者控除対象者認定書(障害者該当)の交付を受けられた方 など

②特別障害者(本人又は控除対象配偶者及び扶養親族)・・・300,000円

身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方

精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方

重度の知的障害者と判定された方

65歳以上の方で障害者控除対象者認定書(特別障害者該当)の交付を受けられた方 など

③②のうち対象者が同居の控除対象配偶者及び扶養親族のとき・・・530,000円

(4) 寡婦・寡夫控除

寡婦

- ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の被扶養者を除く)のある方 ……260,000円
- ② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ……300,000円
- ③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ……260,000円

寡夫

妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の被扶養者を除く)のある方 ……260,000円

(5) 生命保険料控除

平成25年度から一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除が新設されました。これは平成24年1月1日以降に契約した保険契約について適用されます。

ア. 一般生命保険料、イ. 個人年金保険料、ウ. 介護医療保険料について、それぞれ下表により控除額を算定します。ただし、控除合計額の上限は7万円となります。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額(A)	生命保険料控除額
①旧契約の生命保険料のみの場合(契約日が平成23年12月31日以前)	0～15,000円	A
	15,001～40,000円	$A \times 1/2 + 7,500$ 円
	40,001～70,000円	$A \times 1/4 + 17,500$ 円
	70,001円～	一律 35,000円
②新契約の生命保険料のみの場合(契約日が平成24年1月1日以降)	0～12,000円	A
	12,001～32,000円	$A \times 1/2 + 6,000$ 円
	32,001～56,000円	$A \times 1/4 + 14,000$ 円
	56,001円～	一律 28,000円
③ア. 一般生命保険料、イ. 個人年金保険料について新契約と旧契約の両方がある場合	次のいずれかの控除を選択できます。 a. 旧契約にかかる控除額(①により算定した額) b. 新契約にかかる控除額(②により算定した額) c. 旧契約と新契約にかかる控除額の合計額(①と②により算定した額の合計。ただし上限は28,000円)	

(6)地震保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額(B)	地震保険料控除額
①地震保険料のみ	0～50,000円	$B \times 1/2$
	50,001円～	一律 25,000円
②旧長期損害保険料のみ	0～5,000円	B
	5,001～15,000円	$B \times 1/2 + 2,500$ 円
	15,001円～	一律 10,000円
③地震保険料＋ 旧長期損害保険料の場合	①＋②(最高限度額 25,000円)	

(7)医療費控除

納税者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定額以上ある場合の控除です。

計算式:(支払った医療費－保険等の補てん額)
－[(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額]

支払った医療費が32万円で保険からの補てん額が15万円のと

き前年の総所得金額等が200万円を超える方

(320,000円－150,000円)－100,000円＝70,000円

前年の総所得金額等が150万円の方

(320,000円－150,000円)－(1,500,000円×5%)＝95,000円

用語の説明

合計所得金額

給与所得等の所得金額を合計した金額(純損失又は雑損失等の繰越控除をする前の金額)です。なお、土地・建物等の譲渡所得など分離課税される所得も含まれます。分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

均等割の非課税限度額の算定や扶養控除、寡婦控除の認定に用います。

総所得金額等

合計所得金額から純損失又は雑損失等の繰越控除をした後の金額です。

所得割の非課税限度額や医療費控除の算定に用います。

【資料2-1】所得控除額一覧表

種類		市県民税の控除額 (円)	所得税の控除額 (円)	人的控除額の差 (円)	
基礎控除		330,000	380,000	50,000	
扶養控除	一般	330,000	380,000	50,000	
	特定	450,000	630,000	180,000	
	老人	同居老親以外	380,000	480,000	100,000
		同居老親	450,000	580,000	130,000
障害者控除	一般	260,000	270,000	10,000	
	特別障害者	300,000	400,000	100,000	
	同居特別障害者	530,000	750,000	220,000	
寡婦控除	一般	260,000	270,000	10,000	
	特別	300,000	350,000	50,000	
寡夫控除		260,000	270,000	10,000	
勤労学生控除		260,000	270,000	10,000	
生命保険料控除(限度額) 一般生命保険+個人年金+介護医療保険料		70,000	120,000	—	
地震保険料控除(限度額)		25,000	50,000	—	
雑損控除		いずれか多い金額 ①(損失の金額-保険等の補てん額)-(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額-保険等の補てん額)-5万円			
医療費控除(限度額200万円)		(支払った医療費-保険等の補てん額) -{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額}			
社会保険料控除		支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除		支払った金額			

(令和2年度以降の配偶者控除及び配偶者特別控除額)

		納税義務者の合計所得金額				控除の種類
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者の合計所得金額	38万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	適用なし	控除配偶者
	老人控除対象配偶者	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)		
	38万円超 85万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)		配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	33万円 (36万円)	22万円 (24万円)	11万円 (12万円)		
	90万円超 95万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)		
	95万円超 100万円以下	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)		
	100万円超 105万円以下	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)		
	105万円超 110万円以下	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)		
	110万円超 115万円以下	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)		
	115万円超 120万円以下	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)		
	120万円超 123万円以下	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)		
123万円超	適用なし					

※控除額について、上段の金額は個人住民税の控除額、下段の金額は所得税の控除額となります。

3 所得割の税率

所得割の税率は、所得金額の多い少ないにかかわらず一律10%（市民税6%、県民税4%）です。分離課税される所得に対しては、特例として以下のような所得割の税率が適用されます。

○土地・建物等の譲渡

土地・建物等を譲渡したときは、他の所得と分離して次の税率で所得割を計算します。なお、譲渡した土地建物等の所有期間が譲渡した年の1月1日において、5年以下の場合は課税短期譲渡所得金額、5年を超える場合は課税長期譲渡所得金額として計算されます。

【計算式】 収入金額－取得費－必要経費＝譲渡所得金額
譲渡所得金額－特別控除＝課税譲渡所得金額(A)

区分			市民税	県民税	所得税(参考)
課税長期譲渡所得金額	一般所得分	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地の譲渡	2千万円以下	2.4%	1.6%	10%
		2千万円超	$(A-2,000万円) \times 3\% + 48万円$	$(A-2,000万円) \times 2\% + 32万円$	$(A-2,000万円) \times 15\% + 200万円$
	居住用財産の譲渡	6千万円以下	2.4%	1.6%	10%
6千万円超		$(A-6,000万円) \times 3\% + 144万円$	$(A-6,000万円) \times 2\% + 96万円$	$(A-6,000万円) \times 15\% + 600万円$	
課税短期譲渡所得金額	下記以外の譲渡		5.4%	3.6%	30%
	国や地方公共団体等に対する譲渡		3%	2%	15%

○株式等の配当所得

申告不要の配当所得も総合課税か申告分離課税を選択し、申告することができます。

なお、申告した株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

区分	申告の要否・課税方法など	申告する場合の税率等	
		総合課税を選択	申告分離課税を選択
上場株式等	【申告不要】 配当割5%特別徴収 (3/5市民税、2/5県民税)	市民税 6% 県民税 4% 配当控除あり、損益通算なし	市民税 3% 県民税 2% 配当控除なし、損益通算あり
未公開株式等	【申告が必要】	市民税 6% 県民税 4% 配当控除あり、損益通算なし	—

○株式等の譲渡所得

申告不要の株式等の譲渡所得は、他の所得と分離して次の税率で所得割を計算します。なお、申告した株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

区 分		申告の要否・課税方法など	申告する場合の税率等
上場株式等	特定口座分	【申告不要】 譲渡割5%特別徴収 (3/5市民税、2/5県民税)	市民税 3% 県民税 2% 損益通算あり
	源泉徴収口座分	【申告が必要】	市民税 3% 県民税 2% 損益通算あり
一般口座分			
未公開株式等			市民税 3% 県民税 2% 損益通算あり

○先物取引に係る雑所得

先物取引による所得で一定のものについては、以下の税率で申告分離課税されます。

区分	市民税	県民税	所得税(参考)
税率	3%	2%	15%

【均等割・所得割の非課税限度額】

均等割、所得割はそれぞれ家族数、所得額に応じて非課税となる限度額が定められています。

均等割の非課税限度額

単身者) 315,000円

その他) $315,000円 \times 家族数 + 189,000円$

所得割の非課税限度額

単身者) 350,000円

その他) $350,000円 \times 家族数 + 320,000円$

※ 家族数 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養人数 (16歳未満含む)

家族数	均等割(合計所得金額)	所得割(総所得金額等)
1	315,000円	350,000円
2	819,000円	1,020,000円
3	1,134,000円	1,370,000円
4	1,449,000円	1,720,000円
5	1,764,000円	2,070,000円
6	2,079,000円	2,420,000円

4 調整控除、税額控除

(1) 調整控除

税源移譲後(平成19年度)の所得税と市県民税を合わせた税負担が、所得税と市県民税の扶養控除や障害者控除などの人的控除額の差によって増加しないように、市県民税を減額する制度です(人的控除額の差は資料2-1を参照)。

調整控除額の計算方法		
	課税所得金額が200万円以下の者	課税所得金額が200万円超の者
市民税	①と②のいずれか小さい額×3% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円)}×3%
県民税	①と②のいずれか小さい額×2% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額－(課税所得金額－200万円)}×2%

※課税総所得金額が200万円超の者について、調整控除の合計額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)となります。

(2) 配当控除

株式等の配当の所得がある場合、法人と個人への二重課税を排除する趣旨で、算出税額から一定の金額を控除する配当控除の制度が設けられています。

【計算式】 配当所得の金額×控除率＝配当控除額

配当控除 控除率の一覧表						
課税所得金額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
区分	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方のうち、居住開始年月日が平成11年1月1日から平成18年12月31日、平成21年1月1日から令和3年12月31日である場合は、次のいずれか少ない金額を市県民税から控除する制度です。

※確定申告で住宅ローン控除を申告して、本税額控除の適用を受けようとする方は、納税通知書送達までに申告が必要です。(H31年度以降については、納税通知書が送達された後でも適用となるように国会で審議されています。)

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

②【平成26年3月31日までに入居の方】

所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)

【平成26年4月1日から令和3年12月31日に入居の方】

所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

※平成26年4月1日から令和3年12月31日までの金額は、消費税が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は平成26年3月31日までと同様です。

(4) 寄附金税額控除

市県民税における寄附金税額控除の対象となるのは、次の団体等に対する寄附金です。

- ① 都道府県、市区町村
- ② 住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部
- ③ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

基本控除額に特例控除額を加えたものが、市県民税の寄附金税額控除額です。

基本控除額

市民税 {寄附金額(総所得金額等の30%を上限) - 2千円} × 6%

県民税 {寄附金額(総所得金額等の30%を上限) - 2千円} × 4%

特例控除額(市県民税の所得割の10%が上限です。)

(①に対する寄附金の合計額 - 2千円) × (90% - 所得税率 × 1.021) × 3/5

(②に対する寄附金の合計額 - 2千円) × (90% - 所得税率 × 1.021) × 2/5

(5) 外国税額控除

国際間の二重課税を調整する趣旨で、外国の法令によって所得税や市県民税に相当する税が課税されたときは、一定の方法により外国税額が所得割額から差し引かれます。

(6) 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

納税者が配当所得、株式等に係る譲渡所得を申告した場合(市県民税納税通知書が送達されるときまでに確定申告書を提出したものに限り)、配当割、株式等譲渡所得割を課税されているときは所得割額から差し引かれます。なお、所得割額から控除、均等割に充当できなかった配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額については還付されます。

5 均等割

市民税 3,500円

県民税 2,000円

※地方の防災、減災のための税制措置として、市民税と県民税にそれぞれ500円加算されています。

※県民税には、森林環境保全税500円が加算されています。

6 市県民税の計算の具体例

設例

夫	45歳	給与収入金額	5,223,510円
		支払社会保険料	350,000円
		支払生命保険料	60,000円(旧一般生命保険料) 40,000円(介護医療保険料)
		支払医療費	150,000円
妻	40歳	給与収入金額	900,000円
子	21歳	収入なし	
子	17歳	収入なし	

1 総所得金額の計算

給与収入から給与所得の速算表を用いて計算します。

$$5,223,510円 \div 4 \doteq 1,305,000円$$

$$1,305,000円 \times 4 \times 80\% - 540,000円 = \underline{3,636,000円} \cdots (A)$$

2 所得控除額の計算

(1) 社会保険料控除 350,000円
支払額すべてが控除対象となります。

(2) 生命保険料控除 56,500円
速算表で計算します。

$$\text{旧一般生命保険料 } 60,000円 \times 1/4 + 17,500円 = 32,500円$$

$$\text{介護医療保険料 } 40,000円 \times 1/4 + 14,000円 = 24,000円$$

(3) 医療費控除 50,000円

総所得金額が200万円を超えていますので、支払医療費から10万円を引いて計算します。

$$150,000円 - 100,000円 = 50,000円$$

(4) 配偶者控除 330,000円

妻の合計所得金額は、900,000円 - 650,000円 = 250,000円で、所得の要件である38万円以下であることを満たしていますので、配偶者控除の対象になります。

(5) 扶養控除 780,000円

$$21歳 \cdots \text{特定扶養 } 450,000円、17歳 \cdots \text{その他扶養 } 330,000円$$

(6) 基礎控除 330,000円

以上から所得控除の合計額は、1,896,500円 $\cdots (B)$

3 課税所得金額の計算

総所得金額から所得控除の合計額を引いて、千円未満を切り捨てます。

$$(A) 3,636,000円 - (B) 1,896,500円 \doteq \underline{1,739,000円} \cdots (C)$$

4 所得割額の計算

市民税 (C) $1,739,000円 \times 6\% = \underline{104,340円} \dots (D)$

県民税 (C) $1,739,000円 \times 4\% = \underline{69,560円} \dots (E)$

5 調整控除額の計算

(配偶者控除) (特定扶養控除) (その他扶養控除) (基礎控除) (人的控除の差の合計)

50,000円 + 180,000円 + 50,000円 + 50,000円 = 330,000円

課税所得金額が200万円以下で、課税所得金額より人的控除の差(所得税と市県民税の人に係る控除額の差)が小さいので、

市民税 $330,000円 \times 3\% = \underline{9,900円} \dots (F)$

県民税 $330,000円 \times 2\% = \underline{6,600円} \dots (G)$

6 調整控除後の所得割額

市民税(D) $104,340円 - (F) 9,900円 = 94,440円 \rightarrow$ (百円未満切捨て) $\underline{94,400円} \dots (H)$

県民税(E) $69,560円 - (G) 6,600円 = 62,960円 \rightarrow$ (百円未満切捨て) $\underline{62,900円} \dots (I)$

7 均等割

市民税 $\underline{3,500円} \dots (J)$

県民税 $\underline{2,000円} \dots (K)$

8 年税額

市民税(H) $94,400円 + (J) 3,500円 = \underline{97,900円}$

県民税(I) $62,900円 + (K) 2,000円 = \underline{64,900円}$

市県民税 $\underline{97,900円 + 64,900円 = 162,800円}$